

■VTR 香山リカ「ニッポン母の肖像」(第2回「良妻賢母の光と影」)

- 女学校生徒と服装の変化 → 女性の役割の変遷
- 色々な大人が関わる子育てから、母親中心の子育てへ
- 女子教育の重視、「善良なる母」の育成 → 近代国家建設に不可欠 → 1899年「高等女学校令」
- 都市部への人口集中、学歴社会の中で生まれた「良妻賢母」像（夫の立身出世を支え、子育てにも熱心な妻）
- 「夫が外で働き、妻が家庭を守る」ライフスタイルの登場 → 家事・育児など家庭生活の一切が母親任せに
- 1910～20年代、西山哲治の「赤ん坊展覧会」、母親のための育児書の続出 → 母性愛の強調、子育てに尽力する母親たち
- 大正期を代表する日本人女性の育児書、鳩山春子『我が子の教育』（1919）→ 立派な子育てで国家に貢献、母親の責任を強調
- 世界恐慌後の生活基盤の崩壊 → 母性愛が招いた悲劇「母子心中」 → 「我が子は他人に託せない」という信念

●近代以降も続いた「あやまり役」 *「CANDANA」268号の拙稿（抄）

大正8年（1919）刊行の鳩山春子著『我が子の教育』は、日本の母親が自らの育児経験を踏まえて著した育児書の嚆矢とも言うべき書で、刊行後20年足らずで30版を越すベストセラーとなり、昭和戦前期までの家庭教育に甚大な影響を与えた。以下は、子供が悪戯などをした場合の対処法を述べたくだりである。

父親には、万事を打ち明けて、心からお詫をする様に教へて遣らなければなりません。尚その上に、時としては母親も側から言葉を添へて、「今後は私も精精注意して、再び斯様な事をさせない様に致しますから、どうか今度だけは許して遣つて下さい」といふ様にしたならば、所謂雨降って地固まるで、此の事のあつたがために、却つて親子の間柄が一層親密になる様な結果となるであらうと思ひます。

同書後半で著者自身の20年間の育児経験を綴るが、父の留守中に2人の息子が著しい悪戯や過失を行った場合には、父の帰宅後に必ず詫びを言わせ、逆に善行があれば必ず父から誉めてもらったという。疎遠になりがちな父子関係で父親の積極的な関与を促した彼女は「厳父慈母」より「慈父厳母」を心掛け、夫婦協力型の家庭教育を目指したが、その際に「あやまり役」を有効活用した。

【参考】辞書による「父性」「母性」の説明の違い

辞書	父性	母性
1) 日本国語大辞典・1版(小学館)	父としての性質。父として当然持つ気持。	女性が母親として持つ性質。子どもを守り育てようとする母親の本能的な性質。
2) 大辞泉・2版(小学館)	父親としての性質。	女性のもつ母親としての性質。母親として、自分の子供を守り育てようとする本能的特質。
3) 大辞林・3版(三省堂)	父親としての本能や性質。	女性も持っていると言われて、母親としての本能や性質。また、母親として子を生み育てる機能。
4) 広辞苑・6版(岩波書店)	父として持つ性質。	母として持つ性質。また、母たるもの。
5) WebDictionary(三省堂)	父親としてもつ性質。	母親としてもつ性質。

■江戸後期の2つの「女学校」構想

①奥村喜三郎『女学校発起之趣意書』（天保8年・1837）

爲るに心を盡し人々を武人を出産せしむる疑り町人の
 妻としてふむるに時々實業に我家業を播くべき
 子も出せしむる江戸子といふ者より身上持しむる不持
 の多きを其根本母の心をしむる故の事ぞう徳侯の
 奥（初年より奉公し出で生業を仕立て人事を親し
 人の事いふとぞ外縁にけんといふ心掛の親達ハ
 こそよふ女家の道徳をわたりしむるを甘く判らして
 よき子孫の程と前人と欲する田地ハよぬ肥培の
 仕方之婦人の和らぎ順ひて自信り情深く静める程に
 とて女の法を志しき人と欲するよき先物漢とてこれ
 支那の書を讀みて文章をあらう婦人といふ女ハ似る
 きやう源氏物語をよみ見之学問の志しよなり却て書
 とよむるの志しむる和歌の女孝順女大徳女あり程に
 其外教訓よるよふ仮名交りの文章やび詩歌をよむるを
 専らとて手習ふべきをせしむるをせしむるをせしむるを
 一後一又女ハ第一儀をまつきてよ一第一の慎むる

後よあれハ心算流ありと伊勢流ありや新考ハおらも
 一長刀小刀あり武藝を女におもむる當時の山姥世ハ
 似業なきやうふつ人おらるべけれど武士の娘をいふハ
 町の子として徳侯の奥一生活仕立て人と欲する人あり
 を親しむべき事ハ奥向ハ男子の勤仕する者ありまぞ
 紀元そのの心をよみまらざるハ板又織造績績の事ハ女
 才一とせし業あるをいふ一き事のやうふ思ひて今ハ健物
 といふ女ハのちさきいふる儀ハき事ハありハ
 天子の御所より内自りたりぬハ一とていふ事ハ
 閑りたるハ家内人多くはつて物産女と百法ハ身
 ありとて少ハ一慰ふもわらわらふてふをせしむる付ハ
 本席の布子も容易ハおらるべしといハ具加を知り賢
 素をもちよるる事ハ固てかりハ少女の爲ハ女学校
 いふのを御府内ハよ建女として文章可くしよる和歌
 の手跡をよむるものを師匠として抄をよみや女
 子の教訓ハよむべき物の事ハよむをよかともて書おらる

十ちやう道理を説く一才一親則を敬うて好後を
 志つけ後よく一志より好き毎日かたかく念目をきつら
 て和分の師頼方のあまのふたりの師出席してまゝ好きの
 義をなす一板物縫ひ機を織り糸をとり糸を揃ひ事
 を一ちやう女共を抱きて是亦好きの事を習ひせぬは法
 則を立て教諭していひる知きものには白糸の如くわれ
 自然とよき風は深くて熱き風よそよそと子孫の種を
 前よよき田地の肥培の仕ごとないふ事 十日あり

十
 ちやう一箇所ちやう女学校を志す志願してすげと紙
 書を四方の少女の親達よ告げな婆人のつてを書き
 ちの仕方よりき事よ母のいれ人達を遠く上坤よむらる
 ちやう女学校をいへも人よりよそよそとぬゆの事希
 ぐ新ちやうなとひむらぐ心付もよ坤よがーまて好風
 俗を化してよひつとむらぐもあふの一そよふとをよ
 形よりよそよそと大和へよ帰り暖きの朝日よ白の記も
 原よ水穂をよそよそとよそよそと山桜ありちやう

むらぐものよそよ

東都西久保
 天保八年丁酉を十月 城山 奥邨喜三郎藤原増地誌

あまのふたりの師

人

山桜花

右本居宣長の歌

女学校發起之願意

謹おりのよそ
 大和國を北極地を出るあま二十度より四十二度以内
 へりて四季の氣候ととのい地中金氣多くて水清く甘く
 土硬く堅き故に其水土よふれ其氣候よくけて生むる
 もの物よあまの國よ優より是を以て本邦と豊盛華
 原乃水穂の國とよ水穂を稲穀の徳名よりよそよ

* 巻頭に本居宣長の歌——敷島の大和心を人問はば 朝日に匂ふ山桜花

【要旨】

- 太平の世が長く続き、奢侈・遊情の風が男女(特に女)に広がり、芸者や遊女の賤しい風俗に。
 - ・衣服の華美、髪結い女・湯屋の利用、義太夫節・新内節の女浄瑠璃の増加、歌舞伎役者の真似など。
 - ・遊芸(琴・三味線・胡弓・鼓・笛・太鼓・踊り等)知らずは恥で、機織り・糸紡ぎ・裁縫等を賤しく思う。
 - ・庶民の賤しい風俗が武家女性にも波及。

- 母親が娘に芸を仕込もうとするのが原因。
 - ・母に三味線・履き物を持たせて、娘が平気で市中を往来する。
 - ・母親も多大な金銭を費やして衣装や道具を揃え、稽古に祭りにと方々へ連れ歩く。
 - ・これらの芸能は、娘に賤しい風俗を仕付け、色情に導くもので、年をとっては役立たない。

- 手習師匠も、昔は厳しく教えたが、今や、厳格な指導は子供ばかりか親にも不人気。
 - ・師匠が子供の機嫌を取り、揃いの浴衣や手拭いを弟子に売りつけ、大勢引き連れて見栄を張る。
 - ・女は身を修める道を学ぶ機会が少なく、「女の法」を知らずに、悪風に染まる。

- 胎教からの女子教育の徹底が必要。
 - ・容貌より心懸けの良い女を妻にすべき。不埒な子は根本的に母の心懸けの結果。
 - ・宮仕えなど特殊な場合を除き、遊芸を習わせるのは全く無用。
 - ・「女の法」を仕付けるには、まずは読書が大切。「和解女孝経」「女大学」、仮名交じり文、詩歌などを手習いさせ、その意味を教諭する。
 - ・女は第一に行儀を仕付けるべきで、小笠原流や伊勢流などの躰方を習わせる。
 - ・長刀・小太刀等の武芸は、武士だけでなく、武家奉公する町人にも必須。男がいない奥向きの非常時の備えにもなる。
 - ・織り縫い・紡績は女第一の業ながら、近年、これを賤しく思って習おうともしない者がいるのは浅ましいことだ。

- 江戸府内の各所に女学校を建てるべき
 - ・漢字が読め、和様書道をよくする女師匠を選び、女子の教訓となる事を手本にして読み書きを教える。
 - ・物事の道理を細やかに諭し、厳しい規則で行儀を仕付ける。
 - ・午後は日替わりで、和歌・躰方・長刀・小太刀・裁縫・機織り・紡績・綿摘みなど、好みの芸を教える。
 - ・私自身も間もなく女学校を設置するつもりだが、その趣意を、娘を持つ親達に伝えたく、本書を出版するものである。以上の考えに賛同する者は、遠慮無く女学校を設置し、女子教育に尽力して欲しい。江戸府内全域の風俗を変えることはできなくても、ごくわずかの地域だけでも風俗を改善できればと願うものである。

- * 天保8年(1837)、下級幕臣で増上寺領御^{おたまやりよう}靈料(江戸西南部*現在の目黒区・世田谷区~川崎市)地方役人、西洋流測量家の奥村喜三郎(城山・増^{ますのぶ}馳)が著し出版。奥村は、文化12年(1815)以降、村役人の協力を得て村政改革を推進し、女性風俗の乱れを防ぐ女学校の設置を呼びかけた。女学校はほとんど構想に終わったが、「女学校」の語を冠した最初の著作で、徳育中心の良妻賢母主義の女子普通教育の先駆として注目される。また、天保12年から始まる水野忠邦・天保の改革で女子風俗の取締り強化にも影響を与えたと考えられる。

[参考文献]

- 村上^{ただし}直「近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について」(『法政史学』30号、1978)
- 菅野則子『『女学校発起之趣意書』』(『帝京史学』10号、1995)

ス二三君四五君ニ事テ計ヲ得タリトスルノ臣
 僕ナリ歐陽公王凝カ妻ノ事ヲ引テ馮道ヲ議ス
 其深意亦推シテ知ヘシ有志ノ士念ヲ起シテ茲
 ニ至ラハ安ク惻然惕然女子ノ教戒ニ眷々セサ
 ルヲ得ンヤ有志ノ士真ニ令ノ弊ヲ救ントナ
 ラハ先其妻其女ヲ教戒スルニ前ニ云フ古列女
 ノ事蹟ヲ以テシ殊更叮嚀ニ二夫ヲ更サルノ大
 義ヲ教戒シ置キ其于婦ニ臨テハ又此義ヲ揭示
 シテ且夫家万々居ルニ堪サルノ一アラハ自盡
 スルノ外天地間別道アルヲナキヲ教戒スヘシ

若シ敢テ親家ニ大婦スル者アラハ忍ヒサルヲ
 ナレ共父兄逼テ自盡サスヘシ是程ノ事ナレハ
 最初擇婿ノ時モ勿論苟且ナルヲナカルヘシ又
 其女子ニサヘ角ク大義ヲ責ル程ノ父兄其君ニ
 事ルノ忠最モ甲斐甲斐敷事共也唯有志ノ士深
 察遠思セヨ

女子ノ教戒ニ付別ニ一策アリ是ハ國政上ノ事
 ナレハ容易ニ論スヘキニ非レ共事ノ因ミニ茲
 ニ附録ス國中ニ於テ一箇ノ厄房ノ如キ者ヲ起
 シ僧尼令ニ僧房ニ婦女ヲ停メ厄房ニ男夫ヲ停
 ムル者ハ罪科アリ此意ヲ用ルヲ善法トス

女學校ト号シ曾テ宋通鑑ヲ閱セシニ孝宗淳熙
 アリト覽ユ令其詳ヲ遺ル士大夫ノ寡婦年齢四
 他日更ニ是ヲ攷フヘシ五十以上ニテ貞節素顯レ學問ニ通シ女工ヲ能
 スル者數名ヲ選舉シ女學校ノ師長トナシ學校
 中ニ寄宿セシメ叔士大夫ノ女子八歳若ク八十
 歳以上ノ者ハ日々學校ニ出タシ額ニ因テハ寄
 宿モ許シ專ラ手習學問女功ノ事ヲ練熟セシム
 ヘシ教法極テ嚴整ヲ要ス曹大家ノ女誡ニ女子
 ノ教學ナキヲ嘆シテ禮八歳始教之書十五而至
 於學矣獨不可依此以為則哉ト云ヘリ先ツ吾心

ヲ獲ルト云ヘシ且又此女學校ヲ起ス時ハ漢書
 ニ云如ク婦人同巷相從夜績婦女一月得四十五
 日必相從者所以省費燎火同巧拙而合習俗也平
 御覽卷八百二十六資産部ニ因テ引ク原益モア
 文ハ食貨志ニアルカト覺ユ尚攷フヘシルヘシ又更ニ進テ是ヲ云ハ、周南召南ノ化モ
 關雎葛覃ノ風ニ原クナレハ女教ノ本ハ恐ナ
 カラ君公ノ後宮ヨリ始ムヘシ後宮ヘ貞節ニシ
 テ學問アルヲ曹大家ヤ宋若昭ノ如キ婦女ヲ得

テ女官トナシ宋若昭ハ唐睿后妃伝ニ見ユ若華
 傳ニ見ユ聞ク米沢ノ法後宮ノ女中ハ悉ク藩士
 ノ女ニ子醜面又ハ片輪者ニテ婚嫁ノ成難キ

者ヲ用ヒラル絶テ氏素姓ノ詳ナラリル都會賤人ノ女色ヲ以テ進ム者ナシト是又合セ考フヘシ古昔諸侯ノ夫人蚕織シテ衣服ヲ為リ文孟子滕自ラ宗廟ノ盛ヲ春夕楚語觀射等ノ故事ヲ考究シ儉勤貞靜ヲ以テ一國ノ女教ヲ率ユヘシ九ノ生ヲ天地間ニ稟ル者貴トナク賤トナク男トナク女トナク一人ノ逸居スヘキナク一人ノ無教ルヘキナシ然ル後初テ古道ニ合フト云フヘシ今ノ有司何ソ此議ヲ建白シテ施行セサル有志ノ士幸ニ其當否ヲ正セ

余上ニ論スル所ヲ以テ叔父玉先生ニ質ス先生

擊節シテ云ク女教ノ說極テ是ナリ余固ヨリ茲ニ志アリ因テ往年伊勢人津坂孝緯ノ武家女鑑三卷ヲ買得テ家ニ藏ス此書甚佳ナリ婦女ノ為ニ是ヲ讀ムニ感激セサルハナシト因テ乞テ一讀スルニ其文其撰全ク余カ意ヲ獲タリ孝緯ノ序ニ因テ知ル姫鑑ノ書ハ乃チ中村暢齊先生ノ著ス所ニテ異邦古代ノ人ヲ擧ケ本邦ノ事ニ至テハ僅々附見スルノミト見ヘタリ然レハ婦人女子ヲ教諭スルニハ稍迂濶ナルヘシ然トモ暢齊ハ一時ノ純儒ナレハ定テ裨益多キノ書ナル

ヘシ未夕見サルヲ惜ム又瀬能氏ニ吾同邑藏吾所藏ノ本朝列女傳十卷ヲ借讀ス寛文明曆ノ際黒澤弘忠ト云人ノ著后妃夫人ニ始リ奇女神女ニ終ル通計二百一十七人ヲ載ス亦備レリト云ヘシ但シ其文漢様ニ模シテ甚タエナラス載スル所正道ニ詭フ者多シ又異端ニ陥ル者アリ怪妄ニ屬スル者アリ然トモ採擇ハ其人ニ存ス又何ヲ其文ノ拙ヲ嫌ンヤ且其間評論ニ至テ補益アル者多シ何ヲ遷カニ輕視スルヲ得ンヤ此種ノ書尚廣ク需ムヘシ

松陰先生武教講録卷之下 畢

高橋先生遺物

松陰先生武教講録 上

○女子教育については、先師(山鹿素行)の教えが最も価値があり、それを玩味すべき。

○夫婦は人倫の大綱であり、一家の盛衰・治乱は夫婦にある。

- ・まず、女子を教戒しなくてはならない。夫がいかに武士道を守っても、妻が道を失えば、一家は治まらず、子孫の教戒も破綻する。
- ・しかしながら、近年は女子教育を重視する者がいない。

○女子教育の3つのタイプ。

- ・第1に、『源氏物語』『伊勢物語』等の俗書や淫佚(いんいつ)(男女関係が淫らな)の事を教えとするもの。これは先師が深く歎いた所で、教えに値しない。貴人には多く、平民以下にはほとんどないが、和歌・俳諧・茶の湯等の遊芸を楽しみとする者は多い。
- ・第2に、貝原益軒や心学書の教えは、柔順(溫和)・幽閑(落ち着き)・清苦(貧苦に甘んずる)・俟素(質素)の教えで最も望ましいが、節烈(操が堅い)・果断(決断力)の教えに乏しい。太平無事の時には十分だが、有事の際に貞操を守り、節義を貫くには不十分。
- ・第3の先師の教え「柔順を以て用(働き)とし、果断を以て制(掟)となす」こそが完全である。まさに「士の妻室たる、士常に朝に在りて、而して内を知らず。故に夫に代わりて家業を戒む。豈懦弱を以てせん(武士は常に役所で公務に当たるため、家内のことは知らないのだから、妻が夫に代わって家事を治めるのだから、懦弱(怠りやく) (意気地無し)では務まらない)」という言葉は至言である。

○今日、淫佚の女性が多いが、貞烈の女性極めて稀である。古くからの礼儀はわずかに残るが、正義を貫く女性はいない。これを非常に憂え、日本が滅びる前兆だと思う。

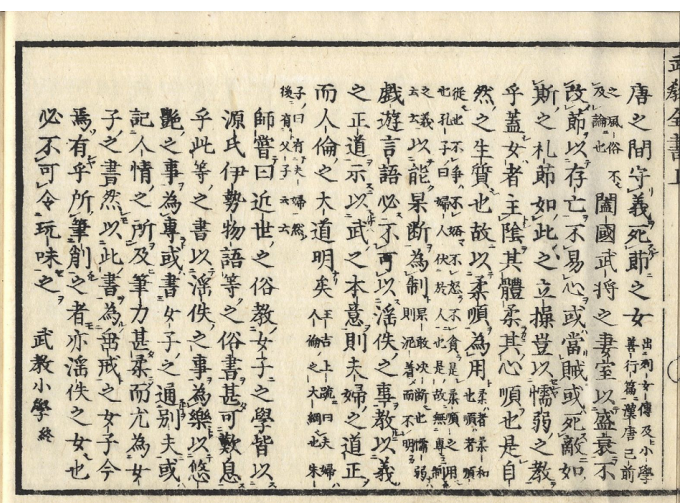
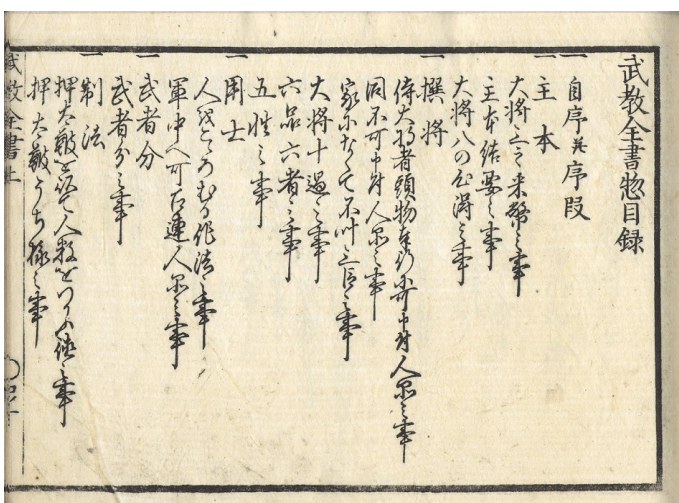
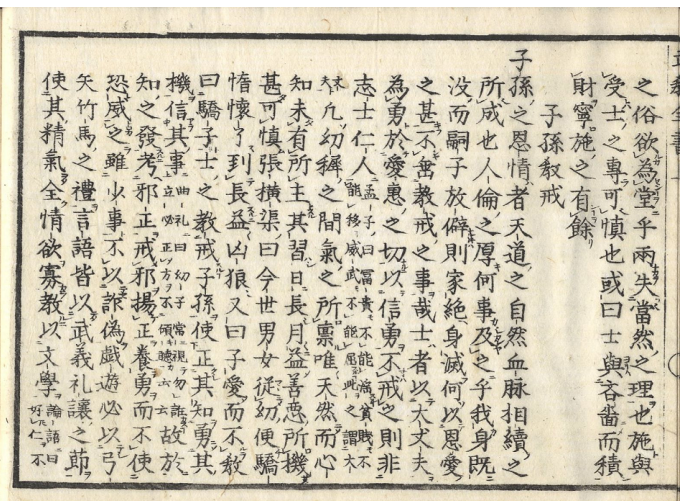
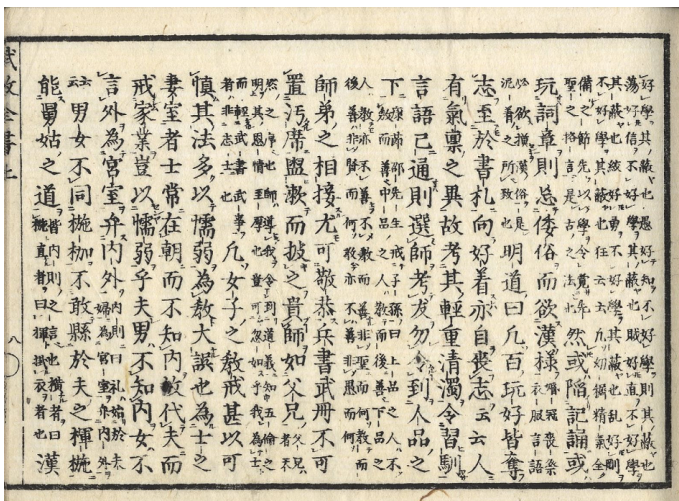
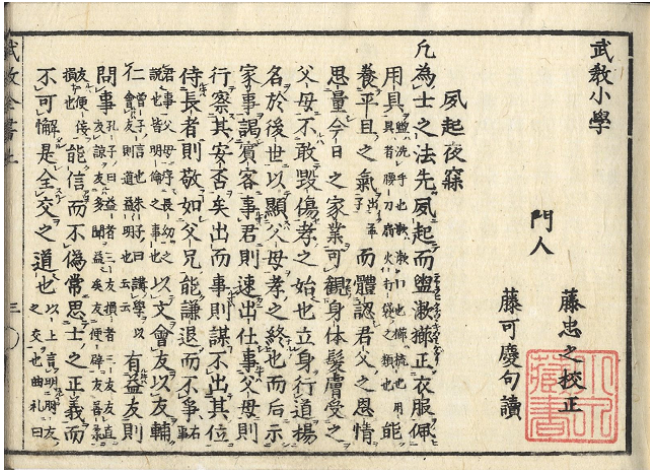
- ・今日、貞婦・烈婦が少ないのは、父兄の教戒が不足しているからである。父兄の教戒がないのは、父兄自身が既に主君や親に対する忠孝の念が足りないからである。世間一般の父兄には、大抵、忠義の心がない。だから、女子供は父兄の教戒を聞かない。妻となっても貞淑な気持ちはなく、母となっても子供を教戒することを知らずにいる。

○女子の教戒につき一策がある。これは国政上のことで、容易に論ずべきではないが、一つの構想として述べる。

- ・男子を排除した尼房の如き「女学校」を建てる(以前読んだ『(皇)宋通鑑』に金国の「女太学」の記事があったと記憶するが未詳)。
- ・40～50代以上の士大夫(武士)の未亡人で、人徳・学問・技芸に通じた女性数名を選んで教師として、女学校内に寄宿させる。
- ・8～10歳以上の武家女性を毎日通学または学校に寄宿させ、厳格な教育により、手習い・学問・女功(女性の家事)に熟練させる。
- ・『漢書』のように、同じ故郷の女性達が共同生活で夜なべに努め、切磋琢磨し合って習俗を向上させる効果もあるだろう。
- ・この構想は、君主の奥方から始めるべきで、貞節で学問に秀でた女性を登用して女官とし、一国の女子教育を率いるべきである。

○以上について、叔父(玉木文之進)に質したところ、「女子教育の説は全くその通り。私も考えがあって、伊勢の津坂孝緯の『武家女鑑』を購入し所蔵するが、本書は好著で、婦女子にこれを読み聞かせれば感激しない者はいない」と言われた。本書を一読すると、私の考えと全く一致していた。中村惕斎の『姫鑑(比売鑑)』は異国や古代の人物ばかりで、女子教諭に迂闊な点もあるが、惕斎ほどの学者の書であれば有益であろう。黒沢弘忠の『本朝列女伝』は217人も女性の性を載せ、十分である。漢文で綴られた文章が巧みではないが、軽視してはならない。そのほか、このような書物を広く求めるが良い。

* 山鹿素行35歳の明暦2年(1656)に、彼の講義録を門弟が編纂した『武教小学』を、その200年後の安政3年に吉田松陰が親戚子弟に説いた講義録が『武教全書講録』で、松陰(安政6年(1859)没後の慶応4年(1868)に松下村塾から刊行。素行は、元禄期の女性の優柔・懦弱(ひ弱で無気力)な傾向を『武教小学』の「子孫教戒」章で戒めたが、松陰も再び維新当時の女子に不可欠な心得として主張。有事にも家を守り、生き抜く強い精神力を持つ武家女性を育てるための女子教育論で、まず父兄自らが忠孝の心構えを正して婦女子の教育に当たること、女学校構想は、上級武士から進めて、一国領内に好影響を及ぼすべきことを説く。また、中国人ではなく、日本人女性の伝記を読ませることを提唱し、特に『武家女鑑』を推奨した。



★2つの女学校構想の共通点と違いは？